令和５年12月２日 第159号

にしあらい

発行　(一社)西新井青色申告会
〒123-0842
足立区栗原 1-6-20
TEL 03-3885-4105(代)
FAX 03-3885-4148
https://nishiaraiaoiro.or.jp

✿におたん✿

令和５年度　納税表彰

国税庁長官表彰

会　長　　野口冨次郎

東京国税局長表彰

副会長　　新井　謙蔵

西新井税務署長表彰

小竹作蔵（江北）　右から１番目
富岡喜八（西新井）右から２番目

西新井税務署長感謝状

渋谷祐子（梅田）　右から５番目
宮内厚徳（鹿浜）　左から３番目
大友　仁（本木）　右から４番目
大場菊枝（鹿浜）　左から２番目

都税事務所長感謝状

吉田一男（鹿浜）

足立区功労表彰

小原誠一（梅田）

（順不同・敬称略・かっこ内はエリア名です）

【本年中の通常業務は、12月22日(金)で終了させていただきます。】

◆◆ 西新井税務署からのお知らせ ◆◆

《**免税事業者からインボイス発行事業者**となる皆様へ》

消費税の申告を行う際の仕入控除税額の計算方法は検討済みですか？

○ 仕入控除税額の計算方法の選択

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（「仕入控除税額」）を控除した金額を納付しますが、原則的な計算方法（一般課税）により納付税額を計算する事業者、簡易課税制度を適用する事業者、以下に記載の特例を適用する事業者では、仕入控除税額の計算方法が異なります。

○ 納付税額の計算方法（概要）

一般課税

▷ 課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して納付する消費税額を計算します。

消費税の納付税額 ＝ 課税売上げに係る消費税額 － 課税仕入れ等に係る消費税額（実額）

【留意点】
- 帳簿とインボイス等の両方の保存が必要
- 原則、帳簿とインボイス等の両方の保存がない場合、仕入れや経費に係る消費税分を控除することができない

簡易課税

▷ 課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

消費税の納付税額 ＝ 課税売上げに係る消費税額 － 課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率

みなし仕入率は業種ごとに決められています（裏面の参考のとおり）。

【対象になる方】
- 「消費税簡易課税制度選択届出書」を原則として、事前に提出
- 基準期間の課税売上高が5,000万円以下

【留意点】
- 多額の設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできない
- 最低でも2年間の継続適用が必要

ポイント
- 売上税額及びみなし仕入率が分かれば納付税額の計算が可能
- 課税仕入れ等に係るインボイス等の保存が不要

2割特例

▷ 課税売上げに係る消費税額から売上税額の8割を控除して納付する消費税額を計算します。この特例を適用した場合、売上税額の2割が納付税額となります。

消費税の納付税額 ＝ 課税売上げに係る消費税額 × 2割

【対象になる方】
インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者になった方（基準期間の課税売上高が1,000万円以下等の要件を満たす方）

【留意点】
- 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間が対象
  ※ 個人事業者の場合、令和5年分（10～12月分のみ）の申告から令和8年分の申告までが対象

ポイント
- 売上税額が分かれば納付税額の計算が可能
- 事前の届出は不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能

インボイス制度のより詳しい情報等（各種パンフレット、説明会の動画、申請手続に関することなど）は、右記の国税庁ＨＰ（インボイス制度特設サイト）に掲載しています。

電子帳簿等保存制度の概要

Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A:　電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書･請求書･決算書など（国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、３つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が５％軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。)。

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税･法人税に関して帳簿･書類の保存義務が課されている者は、注文書･契約書･送り状･領収書･見積書･請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※　記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

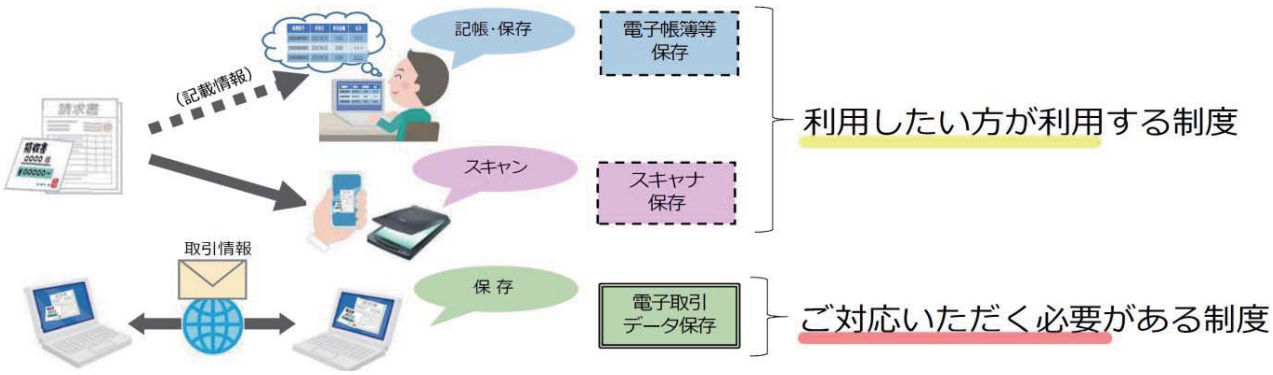

電子帳簿保存法の取扱通達・Ｑ＆Ａ・説明動画などを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

国税庁　電子帳簿等保存制度特設サイト　で　検索

こちらからも特設サイトにアクセスできます。

税の相談コーナー

東京税理士会　西新井支部
税理士　山本　純一

青色申告特別控除について

① はじめに

青色申告特別控除とは、所得の金額から、最大６５万円か５５万円、あるいは１０万円を控除できる制度のことです。所得とは、売上から仕入や人件費、家賃などの必要経費を差し引いた利益のことです。青色申告を受けられる所得（事業所得、不動産所得、山林所得）に該当するなら、白色申告より、青色申告を申請した方が有利になります。

まず、青色申告特別控除を受けるには、所得税の青色申告承認申請書を所轄の税務署に提出し、確定申告の申告期限内に申告をしなければなりません。期限後申告になると、最大６５万円か５５万円の青色申告特別控除を受けることはできません。青色申告制度とは、定められた帳簿書類を備え付け、一定の水準を満たした記帳を行い、正確な所得金額を計算することができる人のために設けられた所得税などが有利になる制度のことです。

青色申告制度にはさまざまな特典が存在していますが、今回は青色申告特別控除をお話しします。

② 青色申告６５万円控除について

この６５万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

（1）次の「５５万円の青色申告特別控除」の要件に該当していること。

（2）次のいずれかに該当していること。

イ　その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。

ロ　その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表および損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにｅ－Ｔａｘを使用して行うこと。

③ 青色申告５５万円控除について

この５５万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

（1）不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること。

（2）これらの所得に係る取引を、原則として複式簿記により記帳していること。

（3）（2）の記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、その年の確定申告期限（翌年３月１５日）までに当該申告書を提出していること。

なお、不動産所得の金額または事業所得の金額の合計額が５５万円より少ない場合には、その合計額が限度になります。また、不動産所得の金額、事業所得の金額から順次控除します。

④ 青色申告特別控除１０万円について

この控除は、上記「６５万円の青色申告特別控除」および「５５万円の青色申告特別控除」の要件に該当しない青色申告者が受けられます。

なお、不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の合計額が１０万円より少ない場合には、その金額が限度になります。また、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額から順次控除します。

⑤まとめ

このように、青色申告特別控除は、白色申告にはない特典であり、要件に該当する場合には、積極的に活用しましょう。

ー都税についてのお知らせー

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です（23区内）

６月にお送りした納付書により、12月27日（水）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ！！

スマホアプリ　au PAY　d払い　Jcoin　LINE Pay　PayB　PayPay　モバイルレジ　Rakuten 楽天銀行　R Pay

クレジットカード　地方税お支払サイトから納税ができます。

インターネットバンキング　モバイルバンキング　ATM　ペイジーにて納税ができます。

口座振替　都税Web口座振替申込受付サービスにて、１２月１０日（日）までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第３期分からの口座振替が可能です。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】
＜課税について＞　土地・家屋が所在する区にある都税事務所
＜納税について＞　所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法
▶▶▶

無料法律相談のご案内

通常は当会館にて相談会を開催しておりましたが、12～３月の間は相談会場が安藤裕通弁護士の事務所（足立とねり法律会計事務所）でのご相談となります。幅広い法律相談に対応いたしますが、準備の都合上、予約の際に相談内容を簡単にお知らせください。なお、４月以降は第３水曜日、当会館でのご相談を予定しております。

申込方法　完全予約制ですので、必ずお電話ください。TEL 03-3885-4105
日　　時　日程はご相談させていただきます。（相談時間お一人30分以内）
会　　場　足立とねり法律会計事務所　足立区舎人2-20-17
相談担当　第二東京弁護士会所属　安藤裕通弁護士
（注）１相談につき１回のみとなります。

税の無料相談について

東京税理士会西新井支部では、毎週月曜日午後１時40分から４時まで（お一人30分）、（一社）西新井青色申告会会員の方を対象に「税の無料相談」を実施しております。ご希望の方は、申告会事務局までご連絡ください。
（注）１相談につき１回のみとなります。また、１～３月は申告期のためお受けできない場合がございます。

「署長講演会」開催

講師：西新井税務署長　今村宏嗣殿

10月16日(月)西新井法人会主催の税を考える週間のイベントとして、今村宏嗣西新井税務署長を講師に迎え、『「デジタル課税」、「最低税率」って何？』と題し講演が開催されました。過去20年の間に社会のデジタル化が加速したことで、拠点を置かずとも経営ができる状況となってきたことに伴い、100年続いてきた国際的なルールの原則が大きく変わろうとしている国際課税についてのお話でした。

「国際課税は興味深い世界、一生の仕事にしていきたい」とおっしゃっておられたのが、とても印象的でした。

大変、貴重なお話を聞かせていただき、多くの事を学ばせていただいた１時間でした。

「税を考える週間イベント」

10月15日(日) 街頭広報イベントを開催

第53回　青申会ゴルフコンペ

令和５年10月22日(日)、エヴァンダイユゴルフクラブにてゴルフコンペが開催されました。

「支部」から「エリア」に変更になりました

エリア	旧支部	町名
梅田	1・2	梅田
	3	梅島
関原	4	西新井栄町
	4・5	関原
本木	5・6	本木
	6	本木西町
	6	本木南町
	6	本木北町
	7	興野
	7	本木東町
	8	西新井本町
江北	9・10	扇
	10・11	江北
新田	12	宮城
	12	小台
	13	新田
西新井	14	栗原
	14	島根
	15・16	西新井

エリア	旧支部	町名
伊興	17	伊興
	17	西伊興
	18	伊興本町
	18	西竹の塚
	18・19	東伊興
舎人	19	古千谷本町
	20・21	舎人
	21	入谷
鹿浜	22	加賀
	22	皿沼
	23	谷在家
	23	椿
	24	鹿浜
	24	堀之内
別地区	25	別地区
タクシー	25	第１タクシー
	25	第２タクシー

自分の地域が、どこのエリアになるか確認してみてね！

『役員変更のご案内』 ＜敬称略・かっこ内はエリア名です＞

役員の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

退任された役員の方には、多年にわたるご協力に深く感謝申し上げますとともに、新任役員の方へのご理解、ご協力をお願いいたします。

○退任エリア長

［新田］石﨑　きく江

○退任役員

［梅田］西沢　悦子　　西村　恒雄
　　川﨑　文明
［新田］内田　喜二郎
［伊興］鈴木　紳浩　　泉　和代

○新任エリア長

［新田］　石﨑　裕一

［関原］　市川　誠

［舎人］　斉藤　伸一

マイナンバーカード 出張申請キャラバンのお知らせ

当会でマイナンバーカードの申請ができます。ご希望の方は電話(03-3885-4105)でお申込みください。ご家族や知人の方とご一緒での申し込みも可能です。

なお、各回の申込人数が５名に満たない場合には中止となります。

実施日時　令和６年２月13日(火)～16日(金)
午前10時～

会　　場　西新井青色申告会館

申込締切
令和６年１月19日(金)

必要書類等詳細は、お申込みの際にご説明いたします。

口座振替のご案内

会　費	振替日
足立成和信金 (通帳印字 シンコクカイカイヒ)	１月25日

ジョブカン青色申告 (通帳印字カイケイソフト)	振替日
大樹収納サービス	１月９日

青色共済 (通帳印字アオイロキョウサイ)	振替日
大樹収納サービス	１月９日
足立成和信金	１月５日
城北信金	１月５日

※ 通帳が残高不足にならないようにご注意ください。
再振替日は事務局へおたずねください。

※ 足立成和・城北信用金庫をご利用の方で、収納会社変更に伴い再度お手続きをいただいた方は、書類お預かりの時期により、振替が間に合わない場合がございます。ご了承ください。

ご注意ください

・相談会の予約枠は、１会員１枠のみです。

・他の青色申告会への電話はお控えください。
当会とは別団体となります。

よろしくお願いいたします。

【次回のクロネコDM便は２月中旬発送予定です。】